

「古河公方公園ちょこまる」 出店者募集要項

- 目的 古河公方公園（古河総合公園）管理棟周辺の使用していない管理地を積極的に貸し出し、有効利用することで、公園の活性化・利用促進を図ります。また、管理棟を中心とした賑わいの導線を作り出し販売活動の拠点を創造します。
- 開催日時 公園内で大型イベントのない、公社の決めた土日祝日
- 開催場所 古河総合公園管理棟前（公方広場）の石畳 ※別紙参照
- 販売方法 キッチンカーによる販売
- 高さ制限 高さ3mまでのキッチンカーとします。
※3m以上は木にぶつかる恐れがあるため。
- 出店料 1,500円／1区画（3,000mm×5,000mm） ※当日集金します。
- 登録料 2,000円／公園朝市への登録 ※すでに公園朝市へ登録済みの場合は無料です。
- 出店条件 ・公園朝市への登録者で、古河公方公園を盛り上げようという意欲がある方。
・キッチンカーで出店される方。
※付属のテントは可。ただし、900円（3,000mm×3,000mm）分の支払いが生じます。
- その他 ① 出店希望者は、希望したい月の3カ月前の1日午前9:00から古河公方公園公式ラインを通じて予約をしてください。予約可能日は、原則開催日1週間前の月曜日正午までとします。
② 出店配置は、その日に来た順で搬入してください。
※特殊な車両の場合は公社で位置を決める場合もあります。
③ 出店する店頭には、出店者名（店舗名）を表示することとします。
※表示は分かりやすい文字でお願いします。
④ 区画から著しくはみ出での営業や備品の設置は禁止します。（通行の邪魔にならないように配慮をお願いします。）
⑤ 水道設備の占有は禁止します。
⑥ 出店において発生したゴミ、材料等は、出店者が持ち帰ってください。
⑦ 飲食関係の出店は保健所の指導・許可を出店者が受けてください。
⑧ 火気を使用する場合は、必ず消火器を持参してください。
⑨ 出店に必要な備品等は、出店者がすべて用意してください。
⑩ 出店者は販売行為に関わる各種法令を遵守してください。
⑪ 名義貸しや店舗の又貸し行為は禁止します。
⑫ 出店に関する事故や販売におけるトラブル等について、公社は一切の責任を負いかねます。商品に対しての賠償責任保険に加入するなど、出店者ごとに対応してください。
⑬ ちょこまるは雨天（小雨）決行とします。
※荒天が見込まれる場合には、2日前の17時までに開催中止いたします。
※急な荒天等やむを得ない事情により開催当日に中止とする場合や時間短縮する場合があります。その場合の出店料返金や商品等の補償は行いません。ただし、事前連絡のあった出店キャンセルは、出店料はいただきません。
⑭ 公社が決めた措置や判断を遵守し指示に従ってください。
⑮ 公社の都合により中止になる場合があります。
- 申込方法 出店希望者は、出店者登録申請書を下記申込先まで提出してください。
（FAX、メールいずれも可）

（一財）古河市地域振興公社 総合公園係 〒306-0041 茨城県古河市鴻巣 399-1

FAX:0280-48-5685

メール: sougou-park@koga-kousya.or.jp